



鳴門市では、次の条件に当てはまる児童が児童クラブを利用する場合、オヤツ代や行事参加代などの実費を除く利用料(4,000円)を免除(無料化)する「放課後児童クラブ利用料免除事業」を実施しています。

免除を受けるためには、『放課後児童クラブ利用料免除申請書』の提出が必要です。申請書は各児童クラブと市子育て支援課(市役所1階14番窓口)で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

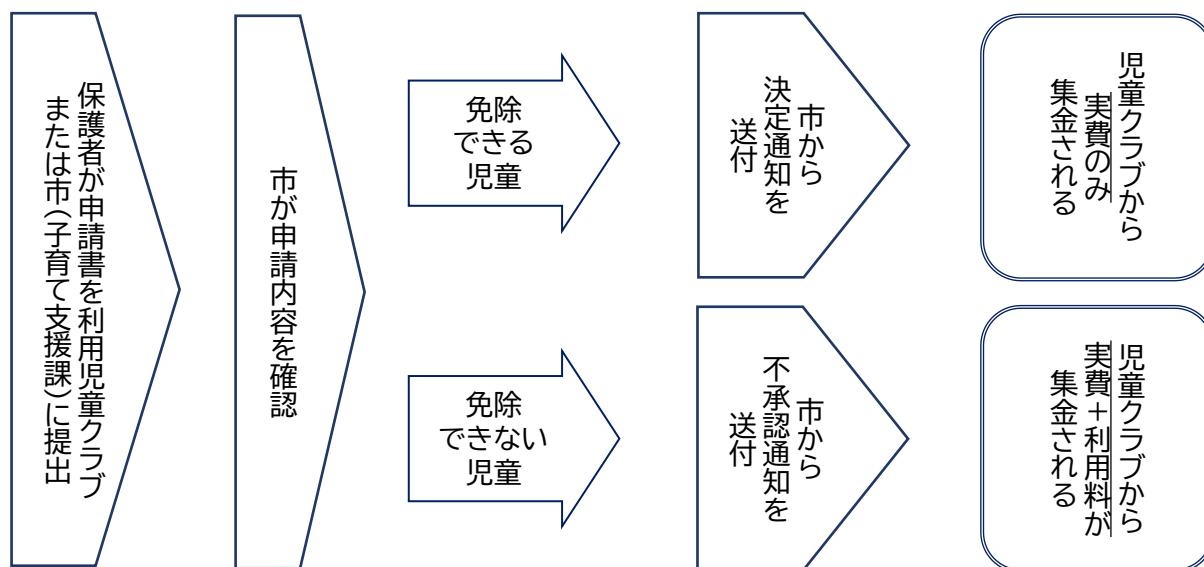
条件

第1子から免除	*生活保護世帯の子 *市民税非課税のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の子
第2子から免除	*市民税非課税世帯の第2子以降 *市民税所得割課税額 77,101 円未満(年収360万円未満相当)のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の第2子以降
第3子から免除	*市民税所得割課税額 169,000 円未満(年収640万円未満相当)の世帯の第3子以降

※申請書の提出がない場合、対象児童であっても利用料の免除は行いません。

※世帯の市民税は原則として、父母の合算額を確認します。(保育所等の保育料算定根拠と同じ)

免除の流れ



留意事項

- ★申請書の提出は**免除を受ける年度ごとに必要**です。年度ごとに審査を要しますので、前年度に引き続き免除を希望される方は、あらためて申請してください。
- ★市民税額の確認時期は毎年4月1日です。
(令和7年度は**令和6年度課税額**を確認します。令和6年1月1日に鳴門市に住民票がない父母のいる世帯は、所得課税証明書等の提出をお願いします)
- ★年度途中で世帯状況が変更され、本事業の対象に当てはまるようになった場合は、その日の翌月からの利用料が免除されます。
- ★利用料免除の決定を受けた児童であっても、年度途中で本事業の対象に当てはまらなくなった場合は、その日の翌月(市民税変更の場合は年度当初)から免除が解除されます。
- ★申請は随時受付をしていますが、受付が3月1日を超えた場合、その年度の免除はできませんのでご注意ください。